

第 9 章 資本調達勘定の推計

1. 実物取引

(1) 総固定資本形成

第 6 章「1.(3) 国内総固定資本形成」の項目を参照

(2) 固定資本減耗

a. 減価償却費

通常の摩損および損傷（減価償却費）と火災、風水害等の偶発事故による価値の損失の通常に予想される額（資本偶発損）とから成る。

資本調達勘定における固定資本減耗は、人的接近法（会計的接近法）を主たる推計方法としているため、評価方法は取得時価格（簿価）を原則とする。他方、貸借対照表勘定においては再調達価格（時価）で表示し、両者の差額は調整勘定に計上する。

(a) 非金融法人企業

i. 非金融民間法人企業

有形固定資産の固定資本減耗については、『法人企業統計』（大蔵省）の減価償却費から推計し、民間企業設備投資と同様に新設法人分の調整を行う。

また新たに、無形固定資産として固定資本形成に計上されることとなった受注ソフトウェアの固定資本減耗については、受注ソフトウェア投資額相当分の定額法償却により推計し、有形固定資産の減耗額に加算することで固定資本減耗総額を求める。

ii. 非金融公的企業

中央の公的企業設備についてはそれぞれの機関の損益計算書から、地方の公的企業設備については『地方財政統計年報』（自治省）から減価償却費及び取替資産関連の項目を求め、年度値を推計し、四半期計数は年度値を 4 等分する。

iii. 公的住宅

以下の(i)(ii)(iii)について年度計数を求め、四半期計数は年度額を 4 等分する。

(i) 公務員宿舎

中央政府及び地方政府それぞれで求めた宿舎面積に住宅都市整備公団の財務諸表より求めた公団住宅の減価償却比率を乗じて求める。

宿舎面積であるが、中央政府分は公務員宿舎賃貸料収入を公務員宿舎の家賃単

価で除することにより求める。地方政府分は『公共施設状況調』より求める。

(ii) 公営住宅

建設省業務資料から公営住宅の総面積を求め、住宅都市整備公団の財務諸表より求めた公団住宅の減価償却比率を乗じて求める。

(iii) 公団住宅

住宅都市整備公団の財務諸表より求める。

(b) 金融機関

産業別国内総生産の推計（付加価値法）における金融業及び保険業の減価償却費を用いる。金融業の減価償却費推計は、関係資料（損益計算書等）から求めた減価償却比率に補正率（第3章4.「（1）固定資本減耗」のb.を参照）を乗じた上で減価償却比率を求め、その比率を金融業の産出額に乗じて推計する。

保険業も同様である。

(c) 一般政府

第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」参照

(d) 家計

i . 家計住宅

財務諸表に相当する資料が得られないため、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）から算出した取得時価格表示純資産額に定率法減価償却比率を乗じることによって取得時価格（簿価）表示減価償却費を求める。

ii . 個人企業設備

農業については、『農業経営統計調査』（農林水産省）から、一農家あたりの農用建物、農機具、農用自動車、大動物の減価償却費を得、これに別途推計した農家戸数を乗じて求める。四半期計数は年度額を4等分する。

非農業については、各産業別に、家計住宅と同様、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）から算出した取得時価格表示純資産額に定率法減価償却比率を乗じることによって取得時価格（簿価）表示減価償却費を求める。

(e) 対家計民間非営利団体

『民間非営利団体実態調査』（経済企画庁）等から推計する。

b . 資本偶発損

資本偶発損については、通常に予想される範囲内の火災、風水害等の偶発事故による価値の損失であるため、非生命保険（68SNAでは損害保険）の原理によりカバーさ

れるものである。従って、資本偶発損の推計については、各機関の決算書等の正味支払保険金に支払備金純増額を加算した年度値を非生命保険金の分割比率を用い各制度部門へ分割する。四半期値については各制度部門別に推計した年度値を四等分して四半期値とする。

(3) 在庫品増加

第 6 章「 1 . (4) 在庫品増加」における主体別在庫品増加を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の純購入

a . 非金融法人企業

民間法人企業の所有する土地には、固定資産としての土地（事業用土地）及び棚卸資産としての土地（販売用土地）がある。

固定資産としての土地の純購入額を求めるには、まず

『法人企業統計季報』（大蔵省）を用い、土地購入額（譲受振替）から土地売却額（売却滅失）を控除する。

この土地売却額は取得価格（簿価）によって計上されているため

特別利益（『法人企業統計年報』（大蔵省））に含まれている土地処分益を別途推計し、 から減ずる。

棚卸資産としての土地純購入額については、販売用土地面積の約 9 割が不動産業、建設業、運輸・倉庫・通信業、総合商社の 4 業種によって保有されているので、以下の通り推計する。

これらの業種について、照会調査により各業種の期末の棚卸資産に占める土地の比率を求める。

『法人企業統計年報』における各業種の期末棚卸資産額に を乗じ、業種ごとの土地保有額を求め、次に各期中における変動額を求める。

で求めた値から土地面積の保有比率に基づいて、民間法人企業全体の推計値を求める。

公的企業については、各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算し推計する。

b . 金融機関

民間金融機関についてはストック推計より得られる土地資産額及び面積から単価を割戻し、これと土地面積増分を掛け合わせ、土地純購入額を推計し、公的金融機関については、各機関の貸借対照表の土地の期末残高を差引き、土地の売却損益を加減算し推計する。

c . 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

(a) 土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に、『建設業務統計年報』（建設省）の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分および決算書に示された不動産購入費を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財政統計年報』（自治省）の「用地取得費の状況」による額を計上し、下水道分については中央政府と同様に『建設業務統計年報』から推計している。

(b) 土地の売却額

中央政府、社会保障基金および地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

d . 家計

国内の土地純購入額は全体でゼロとなるべきものであるため、家計は残差として求める。

e . 対家計民間非営利団体

対家計非営利法人のストック推計より得られる土地資産額及び面積から単価を割戻し、さらに資産額構成比（学校、宗教、社会福祉、医療、共済組合）に基づきウェイト付した対家計非営利全体の土地単価を算出する。これと土地面積増分を掛け合わせ、土地純購入額を得る。

(5) 資本移転等

中央政府については、受取は弁償及び違約金、満期後収入などで、支払では報償金補償金、賠償償還及払戻金、資本補助金などを計上している。

地方政府については、普通建設事業費および災害復旧事業費におけるその他の補助金、繰出金、下水道事業の資本移転収支の該当項目を集計している。

推計上の便宜も考慮して資本移転は一般政府と他の制度部門との間だけに行われるものとみなし（ただし例外として、公的企業と他の制度部門との間の資本移転のうち、支払先と受取先の特定できるものを含む。）資本移転に該当する項目の性格を考慮し、制度部門の分割を行っている。

2. 金融取引

フローの勘定である取引推計は、ストック勘定と接合する形で推計しているため、第10章「2.(2)金融資産および負債」と併せて説明する。

(1) 推計方法の概要

a. 資金循環勘定との整合性

金融資産・負債残高および取引は、国の決算書等の資料を用いて推計を行うことが適切な場合を除き、『資金循環勘定』（日本銀行）を基礎資料とすることを原則としている。93SNAにおける新資金循環勘定との相違点は以下のとおりである。

(a) 部門構成の相違（表9-1参照）

- i. 「公的非金融法人企業」を、「企業特別会計」、「公団等」、「地方公営企業」および「地方公社」に細分化、表章する。
- ii. 「中央政府」を細分化し、部門内訳として「うち一般会計・非企業特別会計」を表章する（68SNAでは中央政府を「中央政府（事業団を除く）」「事業団」に分けて表章）。
- iii. 「資金運用部」に産業投資特別会計、都市開発資金融通特別会計を合せて「融資特別会計」として表章する（68SNAと同様）。
- iv. 金融機関部門の公的、民間の区別（68SNAと同様）。

(b) 項目内容の相違

- i. 「うち外貨準備」を細分化し、「貨幣用金」「SDR」「外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）」に分けて表章する（68SNAでは「金・SDR」「外貨準備高（金・SDRを除く）」に分けて表章）。
- ii. 「国債」の残高に出資・抛出国債を含まず、取引に出資・抛出国債、交付国債、預金保険機構国債を含まない。なお、出資・抛出国債はその他対外債権・債務に含まれ、交付国債、預金保険機構国債の取引はそれぞれ社会扶助金、資本移転として計上される。
- iii. 資金循環表では、「株式・出資金」の「うち株式」に上場株式、店頭株式が含まれているが、93SNAではそれらに加えて非上場株式も含めている。なお、「株式・出資金」全体の概念は一致する。
- iv. 「直接投資」を細分化し、「株式資本」「再投資収益」「その他資本」に分けて表章する（68SNAでは「直接投資」合計のみ）。なお、新資金循環勘定では「対外直接投資」項目に「株式資本」の額のみ表章し、「再投資収益」「その他資本」は推

計していない。また、新資金循環勘定では、非居住者による国内企業の株式資本の取得（いわゆる対内直接投資）については「株式資本」の額を「出資金」の海外部門の資産側に計上している。

表 9 - 1 93SNA の部門構成

制度部門	内 訳 部 門			
非金融法人企業	民間非金融法人企業			
	公的非金融法人企業	企業特別会計		
		公団等		
		地方公営企業		
			地方公社	
金融機関	中央銀行			
	民間金融機関	預金取扱機関	国内銀行	
			中小企業金融機関等	
			農林水産金融機関	
			在日外銀	
			合同運用信託	
		保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	公社債投信	
			株式投信	
			ファイナンス会社	
			債権流動化にかかる特別目的会社・信託	
			ディーラー・ブローカー	
			単独運用信託	
		非仲介型金融機関		
		保険・年金基金	保 険	生命保険
				非生命保険
				共済保険
		年金基金		企業年金
				その他年金
	公的金融機関	預金取扱機関	郵便貯金	
		保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	融資特別会計	
			政府金融機関等	
		保険・年金基金	簡易生命保険	
				公的保険・年金基金
一般政府	中央政府			
	うち一般会計・非企業特別会計			
	地方政府			
	社会保障基金			
対家計民間非営利団体				
家 計				
海 外				

表 9 - 2 93SNA の金融資産・負債項目

大 項 目	内 訳 項 目	
貨幣用金・SDR	貨幣用金	
	SDR	
現金・預金	現 金	
	日銀預け金	
	政府預金	
	流動性預金	
	定期性預金	
	譲渡性預金	
	外貨預金	
	資金運用部預託金	
貸出・借入	日銀貸出金・借入金	
	コール	
	買入・売渡手形	
	民間金融機関貸出・借入	住宅貸付・借入
		消費者信用
		その他
	公的金融機関貸出金・借入金	
		うち住宅貸付・借入
	非金融部門貸出金・借入金	
	消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
	現先・債券貸借取引	
株式以外の証券	政府短期証券	
	国 債	
	地方債	
	政府関係機関債	
	金融債	
	事業債	
	居住者発行外債	
	コマーシャル・ペーパー	
	投資信託受益証券	
	信託受益権	
	債権流動化関連商品	
	抵当証券	
株式・出資金		
	うち株式	
金融派生商品	フォワード系	
	オプション系	
保険・年金準備金	保険準備金	
	年金準備金	
その他の金融資産・負債	外貨準備高（貨幣用金・SDR を除く）	
	預け金・預り金	
	企業間信用・貿易信用	
	未収金・未払金等	
	直接投資	株式資本
		再投資収益
		その他資本
	対外証券投資	

	その他対外債権・債務
	その他

b. 全ての取引を結合

同一部門内の取引は、68SNA では他部門との取引関係を明らかにするため、原則として相殺（統合という）していたが、93SNA においては全てグロスで表示（結合という）している。これにより、他部門との取引関係が不明になった項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなった。なお、金融資産・負債差額、資金過不足においては、どちらの方法を用いても計数に影響はない。

c. 推計手順

原則として、まず、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とする。

暦年表については、年度表と同様の作成方法をとっているが、直接推計が困難な項目については、それぞれ関連資料を利用して、年度計数を暦年計数に転換している。各制度部門の作成方法は、おおよそ次のように分けられる。

公的各部門（地方政府、地方公営企業、地方公社を除く）

各機関の決算書と金融資産・負債アンケートの積上げによって推計する。

以外の部門

原則として資金循環勘定の計数を用いる。ただし、これはあくまでも原則であり、詳細は以降の項目別推計方法にて説明する。

（2）項目別推計方法（年度末値の推計）

a. 貨幣用金・SDR

貨幣用金・SDR とともに大蔵省発表の外貨準備高を基に推計している。ストックは、大蔵省発表のドルベースの金・SDR に年度末の直物レートを掛けて算出する。フローは、大蔵省発表のドルベースの金・SDR の月毎の増減に、月中平均レートを掛けて算出したものを12ヶ月積上げる。

また、当項目は保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側はその他項目の中央政府部門と中央銀行部門に計上されている。

b. 現金・預金

（a）現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金

上記（1）. c における推計手順の通り。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。ただし、外貨預金における中央政府の資産側は資金循環勘定の計数を使用している。

(b) 日銀預け金

資金循環勘定の計数をそのまま用いる。

(c) 政府預金

『財政金融統計月報』『国庫金残高内訳推移』より総額を確定し、同表を用いて資産側に配分する。なお、中央政府の資産側が残差項目となる。

(d) 資金運用部預託金

大蔵省に総額と保有部門の内訳を依頼し、得られた計数をそのまま用いる。

c . 貸出金・借入金

(a) 日銀貸出金、コール、買入・売渡手形、現先・債券貸借取引、民間金融機関貸出の内訳項目「住宅貸付・借入」「消費者信用」「その他」

資金循環勘定の計数をそのまま用いる。

(b) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金、非金融部門貸出金、割賦債権

上記(1). c における推計手順の通り。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。ただし、割賦債権を除く社会保障基金の資産・負債については資金循環勘定の計数を使用している。

(c) 公的金融機関貸出の「うち住宅貸付」

公的金融機関のうち、住宅貸付を行っていると考えられる機関について、貸借対照表等を用いて計数を確定している。

(d) 公的金融機関貸出金のフロー

損益計算書等を用い貸付金の償却額を確定し、各機関の家計向け、民間非金融法人向け貸出の比率によって家計向けの償却額、民間非金融法人向けの償却額に分割する。これを残高差額に加えたものが取引額となる(うち住宅貸付のフローも同様の処理を行う)。

d . 株式以外の証券

(a) 政府短期証券

資産側は資金循環勘定の計数をそのまま用いる。負債側は、財政金融統計月報により食糧証券の残高を確定して企業特別会計に計上し、残差を大蔵省証券、外国為替資金証券とみなし中央政府に計上している。

(b) 国債

原則として資金循環勘定の計数を用いるが、ストックでは資金循環勘定の海外の資産側、中央政府の負債側から国債統計年報により確定した出資・抛出国債残高を控除する。

フローでも、ストックと同様に資金循環勘定の海外の資産側、中央政府の負債側から出資・抛出国債の増減額を控除しているほか、加えて、家計の資産側、中央政府の負債側において、資金循環勘定のフロー計数から交付国債の増減額を控除し、さらに非仲介型金融機関の資産側、中央政府の負債側において、資金循環勘定のフロー計数から預金保険機構国債の増減額を控除する。

(c) 地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、コマーシャル・ペーパー、投資信託
受益証券、債権流動化関連商品、抵当証券

資金循環勘定の計数をそのまま用いる。ただし、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債に関しては資金循環勘定でカバーできていない保有部門を決算書・アンケートを用いて推計している。

(d) 居住者発行外債、信託受益権

上記(1). cにおける推計手順の通り。ただし、居住者発行外債の負債側は資金循環勘定の計数を用いる。なお、居住者発行外債では海外の資産側、信託受益権では民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

e . 株式・出資金

(a) うち株式

上場株式・店頭登録株式と非上場株式に分けて推計している。

上場株式・店頭登録株式については、東京証券取引所・日本証券業協会が集計した時価総額データを用いて総額を確定し、資金循環勘定の「うち株式」の比率で資産側に配分している。

非上場株式については、類似業種比準方式に準じる方法で総額を確定する。資産側の配分は、原則として公的部門を決算書・アンケートを用いて確定し、残額を資金循環勘定の「出資金」の比率を用いて配分している。

(b) 出資金部分

政府出資金部分と民間出資金部分に分けて推計している。

政府出資金部分については、大部分を政府出資法人一覧で確定し、決算書・アンケート、資金循環勘定を用いて政府出資法人一覧に現れない出資金を加算している。

民間出資金部分については、法人統計年報における資本金 1000 万円未満の会社の「資本金」「資本準備金」部分を家計から民間法人への出資金とみなし、中小企業金融機関等、農林水産金融機関については、資金循環勘定と決算書等を用いて負債側を確定し、それぞれの機関について妥当な出資元の資産側に配分している。

(c) うち株式のフロー

上場株式・店頭登録株式と非上場株式に分けて推計している。

上場株式・店頭登録株式については、資金循環勘定の計数を用いて資産側、負債側に配分している。

非上場株式については、資本金の増加分を確定して各部門の負債側に計上し、主に残高差額の比率によって資産側に配分している。

f . 金融派生商品

フォワード系、オプション系ともに資金循環勘定の計数をそのまま用いる。

g . 保険・年金準備金

保険準備金、年金準備金ともに資金循環勘定の計数をそのまま用いる。

h . その他の金融資産・負債

(a) 外貨準備高 (貨幣用金・SDR を除く)

ストックは、大蔵省発表のドルベースの外貨準備高合計に年度末の直物レートを掛けたものから金・SDR の合計を減算して算出する。フローは、国際収支統計の外貨準備増減から金・SDR のフローを減算して算出する。

また、当項目も貨幣用金・SDR と同様に保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側はその他項目の中央政府部門と中央銀行部門に計上されている。

(b) 預け金・預り金

上記 (1) . c における推計手順の通り。ただし、中央政府は資金循環勘定の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

上記 (1) . c における推計手順の通り。ただし、中央政府は資金循環勘定の計数を用いる。なお、家計の負債側が残差項目となる。

(d) 未収金・未払金等

上記(1).cにおける推計手順の通り。ただし、中央政府は資金循環勘定の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(e) 直接投資

対外直接投資については、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、株式資本、再投資収益、その他投資の額を確定した後、資金循環勘定を用い残高の比率で金融機関部門にそれぞれ配分し、残差を民間非金融法人企業とする。

対内直接投資については、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、株式資本、再投資収益、その他投資の額を確定し、全て民間非金融法人企業との取引とする。

(f) 対外証券投資

上記(1).cにおける推計手順の通り。なお、残差は資金循環勘定の比率で民間非金融法人企業と家計に配分する。

(g) その他対外債権・債務

資金循環勘定の計数に『国債統計年報』より抽出した出資・抛出国債分を加算する。ただし、フローでは民間非金融法人企業の資産側、海外の負債側において海外部門の資金過不足(=海外に対する債権の変動と同額)を『国際収支統計』の「経常収支+その他資本収支」に合わせるための調整を行っている。

(h) その他

各部門の資金過不足等を調整するために設けられる項目である。外貨準備高の保有部門における資産額、郵便貯金と企業特会間の現金・流動性預金の振替調整額、中央政府と中央銀行間の補助貨幣流通高とIMF通貨代用証券日銀保有高の振替調整額等が含まれる。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定には、ストックにおける今年度と前年度の残高差額とフローとの差額が計上される。原則として調整額そのものを推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で調整額が計算される。ただし、公的金融貸出金については、各機関の貸付金の償却額を積上げ、調整額としている。以下、主な調整勘定の内容を説明する。

時価評価によりキャピタルゲイン・ロスが調整額として計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合。調整額の中で最も大きな部分を占める。

(例) 株式以外の証券、株式、金融派生商品、各対外取引項目

使用する資料のサンプル替え等のため調整額が計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合があり、調整勘定に計上している。

（例）非金融部門貸出、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目
金融機関の貸出金償却をフローに計上せず調整額とする場合

98SNA では、金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整額（その他の資産量変動勘定）として認識している。

（例）民間金融貸出、公的金融貸出金
為替変動に起因したストックとフローの不接合を調整額として計上する場合
為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を調整額として計上している。

（例）対外取引項目

3．貯蓄投資差額と資金過不足

制度部門別資本調達勘定の実物取引と金融取引の各々のバランス項目である貯蓄投資差額と資金過不足は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。その理由としては、実物取引の推計において統計上の不突合が存在すること、実物取引と金融取引の推計資料および推計手法の相違等があげられる。

一国全体としては、制度部門別の貯蓄投資差額の制度部門別合計に統計上の不突合を加えると資金過不足の制度部門別合計となり、海外に対する債権の変動として統合勘定の資本調達勘定に記載される。

海外に対する債権の変動 = 制度部門別の資金過不足の合計

= 制度部門別の貯蓄投資差額の合計 + 統計上の不突合